



**STATE OF HAWAII**  
**OFFICE OF ELECTIONS**  
802 LEHUA AVENUE  
PEARL CITY, HAWAII 96782  
[www.hawaii.gov/elections](http://www.hawaii.gov/elections)

## ファクトシート 軍人および海外在住者の投票について

軍人および海外在住者の不在者投票法 ( UOCAVA ) は、軍人と海外在住者が予備選挙、本選挙、連邦機関の特別選挙の不在者投票ができるよう制定されたものです。また、連邦機関の本選挙に、連邦書き込み不在者投票用紙 ( FWAB ) を利用できるよう許可するものです。

海外在住の市民とはアメリカ合衆国、コロンビア特別区、プエルトリコ、グアム、バージン諸島、アメリカンソモア以外の場所に居住する市民を指します。

不在軍役従事者とは次のような個人を指します：

- 従軍中の軍務従事者の一員であり、投票の資格を有する管轄地区にいない個人
- 海運業のメンバーで、海運に携わる業務が理由で投票の資格を有する管轄地区にいない人

- 従軍中の不在軍務従事者の配偶者、または扶養家族

海外在住者とは次のような個人を指します:

- 従軍、あるいは軍役により、投票日当日にアメリカ合衆国内にいない軍務従事者
- 現在、アメリカ合衆国以外の場所に居住しており、アメリカ合衆国を離れる前に居住していた場所で投票資格を得ていた人
- 現在、アメリカ合衆国以外の場所に居住しており、アメリカ合衆国を離れる前に居住していた場所で投票資格を得ていた人(一時的に海外に居住しているが、連邦、州、地方選挙の投票資格を有する人も含む)
- 現在、アメリカ合衆国以外の場所に居住しており、アメリカ合衆国を離れる前に居住していた場所で投票資格を得ようとした人 (連邦政府選挙のみ)

## 選挙人登録と不在者投票

未登録の人は郵便で選挙人登録ができます。申請する場合は、まず連邦葉書申請書 ( FPCA ) に記入して、投票日の 30 日前までに必ず届くように、管轄の市 / 郡書記官に郵送します。不在者投票用紙の申請も同時にできます。軍人および海外在住者の不在者投票法 ( アメリカ合衆国法典 42, 1973ff-1 ) 102 節は改正され、選挙人登録や不在者投票用紙の申請を提出した軍人や海外在住者に、選挙人登録や不在者投票用紙の申請を却下する理由も一緒に通知するよう、各郡に義務づけています。

州では、定期的に予定される連邦機関の本選挙について、各選挙の投票用紙を送付するものとします。

## 不在者投票による投票に申請する

現在、選挙人登録をしている人は、記入した FPCA を管轄の書記官に郵送することにより、不在者投票用紙の申請ができます。申請書は少なくとも投票日の 7 日前までに書記官に届く必要があります。

不在者投票用紙は、投票日の 35 日前までには郵送されます。投票した用紙は、投票が終わるまでに、郡の書記官に届いている必要があります。詳しい情報については、次の機関にお問い合わせください。

連邦投票支援プログラム (FVAP)  
アメリカ国内オンブズマン機構  
電話: 1-800-438-VOTE (8683)  
ウェブサイト: [www.fvap.ncr.gov](http://www.fvap.ncr.gov)  
E-mail: [vote@fvap.ncr.gov](mailto:vote@fvap.ncr.gov)

## ハワイ部隊選挙補助担当者

部隊選挙補助担当者の氏名と電話番号を掲載します。詳しい情報はこちらにお問い合わせください。

部門	選挙補助担当者	電話番号
<b>空軍</b> ヒッカム空軍基地	Ms. Agnes Borbely	449-6363
<b>陸軍</b> シヨーフールド駐屯地 フォートシャフター	Ms. Betty Stevenson	438-8678
<b>沿岸警備隊</b>	Ms. Susan Matsudo	541-2283
<b>アメリカ海兵隊</b> 太平洋軍 キャンプスミス  カネオ海兵隊基地	SSgt. Jesus Ramos  Mr. Joseph Thomas	477-8361  257-8809
<b>海軍</b> 真珠湾海軍地域  ミッドパシフィック	Lt. Ed Korman  Lt. Carmel Tomlinson	473-5023  473-1625

本ファクトシートは、情報提供のみを目的とするもので、ハワイ州選挙法や締切日の権威として使用されるものではありません。条件、および / または締切日は、法律の変更に準じて変更される可能性があります。詳細で正確な条件

この文書は他の書式も用意しています。中国語、英語、あるいはフィリピン語（イロカノ語）で情報が必要な場合、特別な援助（大きな文字プリント、音声化された文書など）が必要な場合は、選挙管理委員会（453-VOTE(8683)）にお問い合わせください。

については、ハワイ州改正法などの情報源を確認してください。

選挙管理委員会 (Office of Elections)  
802 Lehua Avenue  
Pearl City, Hawaii 96782  
電話: 808-453-VOTE(8683)  
近隣諸島フリーダイヤル: 1-800-442-VOTE(8683)  
TTY: 808-453-6150  
近隣諸島 TTY フリーダイヤル 1-800-345-5915  
ウェブサイト: [www.hawaii.gov/elections](http://www.hawaii.gov/elections)

選挙管理委員会 - FSVS516I

改訂: 01/2008

この文書は他の書式も用意しています。中国語、英語、あるいはフィリピン語（イロカノ語）で情報が必要な場合、特別な援助（大きな文字プリント、音声化された文書など）が必要な場合は、選挙管理委員会（453-VOTE(8683)）にお問い合わせください。